アーキランド



住宅を建てる前に…

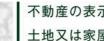
Preparation



ご存知ですか…?

マイホームを建てる際に 重要なのは敷地調査です。





不動産の表示に関する登記につき必要な 土地又は家屋に関する調査及び測量。

土地家屋調査士は、不動産の物理的状況を正確に登記 記録に反映させるために、必要な調査及び測量を行ってい ます。具体的には、不動産(土地又は建物)の物理的な状況 を正確に把握するためにする調査、測量の事を言い、例え ば、土地の分筆登記であれば、登記所に備え付けられた地 図や地積測量図等の資料、現地の状況や隣接所有者の立 会い等を得て公法上の筆界を確認し、その成果に基づき測 量をすることになります。



不動産の表示に関する登記の 申請手続について代理で行なうこと。

不動産の表示に関する登記は、所有者にその申請義務 が課せられています。しかし、その手続きはとても複雑で一 般の方には理解しづらい事があります。そこで、土地家屋調 査士は、依頼人の求めに応じて不動産の表示に関する登 記の申請手続を代理します。不動産の物理的な状況を登記 簿に反映するために、調査・測量の結果を踏まえ、建物を新 築した場合における建物の表示の登記、土地の分筆の登 記等の登記申請手続を行っています。

02 主な業務内容

Works

土地を買う時、土地を売る時、建物を建てる時…。土地家屋調査士は、土地や建物に関する調査・測量の専門家です。 土地や建物に関する疑問や相談事があれば、お気軽にご連絡下さい。

■土地建物の登記業務

±	地	
●土地	也分筆登記	
● 土地	也合筆登記	
● 土均	也地目変更	・登記
● 土均	也地積更正在	
● 土均	也表題(表示) 登記

建物

- 建物表題 (表示) 登記
- 建物分割・合併登記
- 建物滅失登記
- 建物表題変更・登記
- 建物更正登記

■土地建物の測量調査業務

• 土地境界確定測量	• 越境物件調査
● 境界標設置	● 境界調査
●復元測量	● 基準点測量
● 土地建物現況高低測量	

■土地建物の測量申請業務

- 道路位置の指定・変更・廃止申請
- 建築基準法第43条第1項ただし書き認定図面作成業務
- 開発行為許可申請(都市計画法29条申請)

■土地建物のその他申請事務

● 開発許可申請	● 分家申請	
● 橋掛け申請	測量・土木設計	
• 工作物確認申請	● 農地転用申請	
• 道路位置指定申請		

お見積り・ご相談・資料請求などお気軽にお問い合わせ下さい

土地開発事業部



土地家屋調査士 廣田愼一郎事務所
TEL. 092-406-7993 FAX. 092-406-7992
【本 社】〒810-0042 福岡市中央区赤坂 1-14-37

